

令和 6年度予算見積調書(2月補正予算)

課室名: こども安全課
担当名: 児童虐待対策担当
内線: 3335 (単位: 千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
S90	児童虐待ケア対策強化事業費			一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	児童虐待防止対策費	
事業期間	平成 9年度～	根拠法令	児童虐待の防止等に関する法律第4条、第9条の3、第9条の7 児童福祉法第11条、第12条 等 (義務)		針路	04	子育てに希望が持てる社会の実現	SDGsゴール	16
					分野施策	0403	児童虐待防止・社会的養育の充実	SDGsターゲット	16-2
1 事業概要 虐待を受けた児童及びその保護者への心のケア、法的対応の強化、家庭的養護の推進、一時保護所入所児童への学習支援、児童虐待防止に係る啓発等を行い、児童虐待に対する総合的な施策を展開する。 イ 心のケア対策費 国の通知による財源更正 2 事業主体及び負担区分 (県10/10):ウ (国10/10):カ (国1/2・県1/2):上記以外の事業 3 地方財政措置の状況 普通交付税(単位費用) (区分)社会福祉費(細目)児童福祉費(細節)児童相談所費(積算内容)児童虐待・DV対策等総合支援事業(細節)児童一時保護所費(積算内容)一時保護所費 4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 (本庁) 9,500千円×1.0人= 9,500千円 (地域機関) 9,500千円×5.4人=51,300千円 5 事業説明 (1) 事業内容、事業計画 ア 児童相談体制強化事業費 (ア) 保護者の心理ケア推進事業 保護者の心理ケアを行う心理相談員(非常勤)を各児童相談所に1名ずつ配置 (イ) 児童相談法的対応強化事業 各児童相談所での弁護士相談、訴訟対応費用、家庭裁判所申立てに係る費用 (ウ) 権利擁護機能強化事業・外部専門家スーパーバイズ機能強化事業 性的虐待が疑われる事案について被害確認面接を実施、専門知識を有する外部専門家から指導・助言を受ける (エ) 重大事例検証委員会運営事業 重大事例を検証し再発防止を図るため有識者による委員会を開催する イ 心のケア対策費 (ア) 一時保護所心理職員配置費 児童の心理ケアを行う心理職員(非常勤)を各一時保護所に1名ずつ配置 (イ) 児童相談所カウンセリング強化事業 精神科等の嘱託医によるカウンセリングを各児童相談所(中央児童相談所を除く)で実施 (ウ) 家族再統合のための治療的プログラム事業 a PCITプログラム b MY TREEペアレンツ・プログラム ウ 一時保護所教育職員配置事業費 学習指導員(非常勤)を各一時保護所に配置 エ 児童虐待防止アピール事業 (ア) 児童虐待防止啓発事業 県民に児童虐待の早期通告などの重要性を周知するための啓発活動を実施 オ 未成年後見人支援事業 未成年後見人の報酬を補助、未成年後見人及び被後見人の損害賠償保険料を補助 カ 一時保護所歯科医師等派遣事業 一時保護所に歯科医師及び歯科衛生士を派遣して口腔ケアを行う (2) 事業効果 虐待を受けた児童及びその保護者への心のケア、法的対応の強化、家庭的養護の推進、一時保護所入所児童への学習支援、口腔ケア、児童虐待防止に係る啓発、児童相談所への第三者評価、第三者委員 (3) 活動指標 各児相に弁護士・心理職員等(非常勤)を配置【定例法律相談 令和4年度:70回、令和5年度予定:84回】 児童虐待の早期通告などに関する県民向け啓発活動の実施する。 家族再統合プログラムの実施【令和4年度:14回、令和5年度予定:14回】 (4) 成果指標 児童虐待死亡事例 0件									
予算額		財 源 内 訳						一般財源	補正後の 予算額
		国庫支出金	繰入金						
決定額	0	△2,499	2,499					0	34,622
現計額	34,622	17,898						16,724	

事業内訳書

事業名	児童虐待ケア対策強化事業費		
単位事業名	心のケア対策費	予算額	0千円

○歳入

(単位：千円)

款・節	補正予算額	対前年度増減額	主な内容
国庫支出金・ 児童福祉費補助金	△2,499	—	児童福祉事業対策費等補助金 補助率 1/2
繰入金・ シラコバト長寿社会福祉基金繰入金	2,499	—	
合計	0	—	